

令和4年度

障害福祉サービス事業者等集団指導

実地指導を通じての留意事項等について
(指定・指導監査関係)

令和4年12月13日

姫路市役所 監査指導課

目次

1. 指導及び監査の流れ、実績
2. 姫路市実地指導における実績
3. 実地指導における主な指摘事項
4. 身体拘束の適正化・虐待防止に向けた必要な措置
5. 近年の制度改正についての周知徹底
6. その他連絡事項

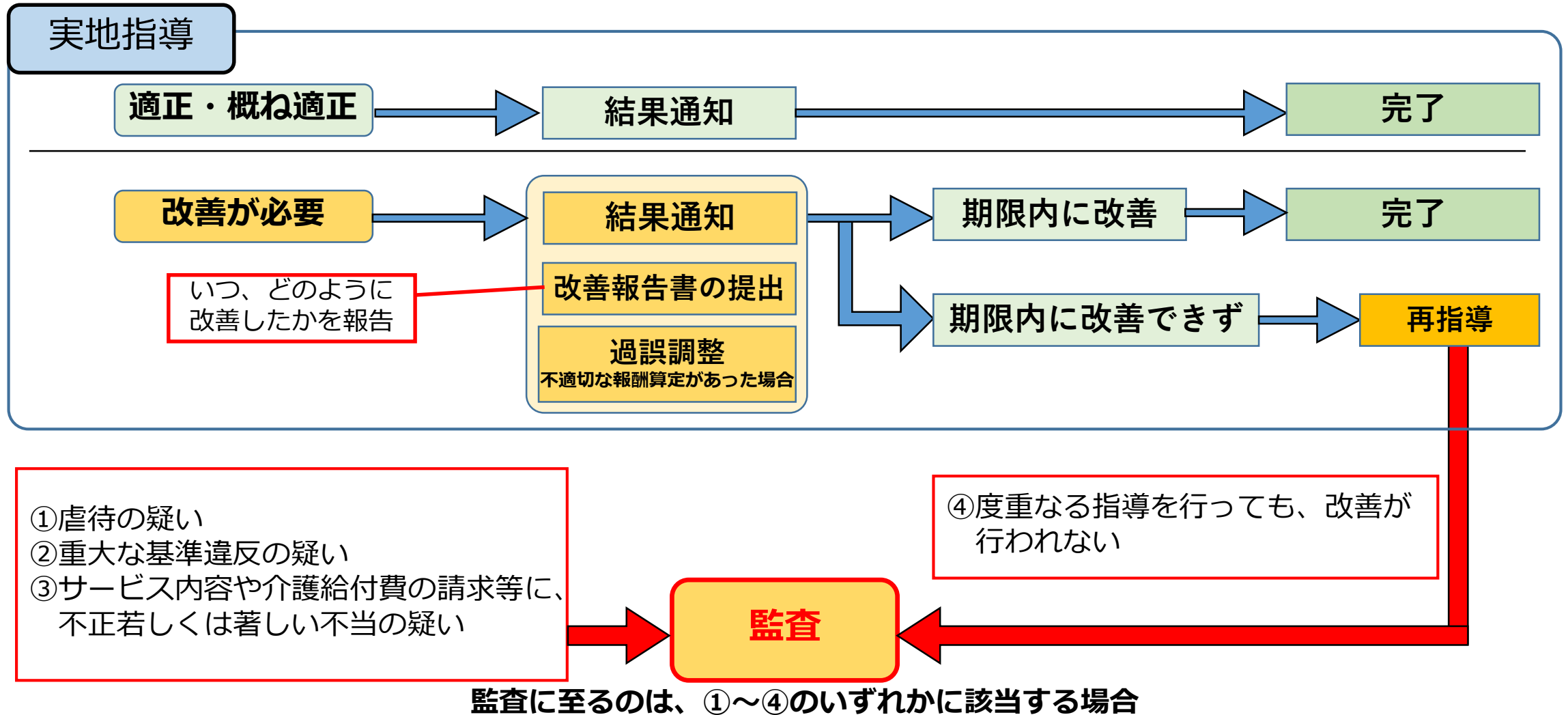
1. 指導及び監査の流れ、実績

(1) 集団指導と実地指導

集団指導	対象	指定を受けている全事業者
	目的	① 関係法令・制度の趣旨や目的の周知及び理解の促進 ② 算定要件等の周知による過誤・不正請求の防止 など
実地指導	対象	① 一般指導 全事業者のなかから計画的に実施 ② 随時指導 その他、一般指導が必要と認められる障害福祉サービス事業者等を対象に実施 例：過去の指導事項について改善が不十分であり、再度の実地指導により改善が見込まれるもの
	目的	事業所の所在地等において関係書類の閲覧及びヒアリングを実施することで、「サービスの質の確保と向上」、「利用者の尊厳保持や人権擁護」及び「適正な報酬請求等」が図られるようにする。 ①運営指導 関係法令及び指定基準に照らし、適正な運営が行われているかを確認し、適切でない場合は指導する。 ②報酬請求指導 報酬基準等に照らし、報酬等の算定要件や必要な人員の体制が確保されているか等を確認し、適切でない場合は指導する。

1. 指導及び監査の流れ、実績

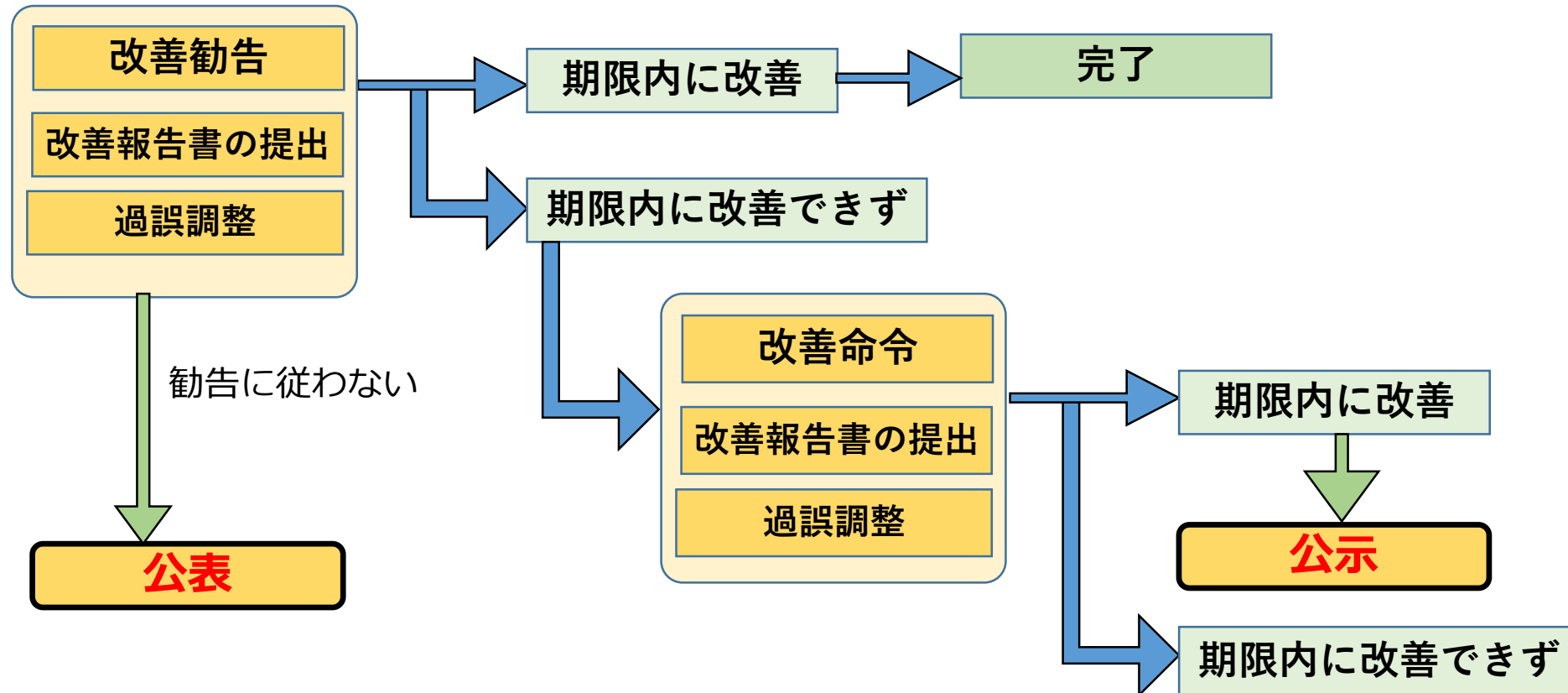
(2) 実地指導と監査に至る流れ



1. 指導及び監査の流れ、実績

(3) 監査の流れ①

監査① 直ちに指定取消等に至らないが、改善が必要と認められる場合



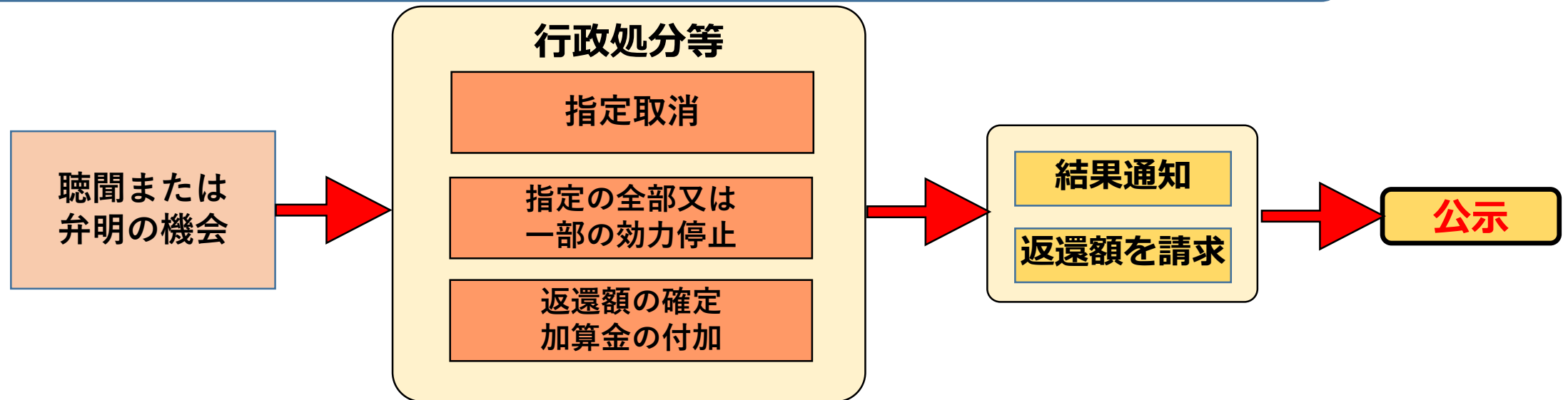
相当期間を経た後も改善されない場合は、指定取消等行政処分の対象となります。

1. 指導及び監査の流れ、実績

(3) 監査の流れ②

監査② 指定取消等の事由に該当する場合（行政処分の対象となる場合）

※著しく悪質な指定基準違反や不正があった場合などにおいては、勧告・改善命令や指定の効力停止を経ることなく指定取消をすることがあります。



取消処分により、欠格事由該当者となる者

①法人の役員 ②その事業所を管理する者（管理者等）

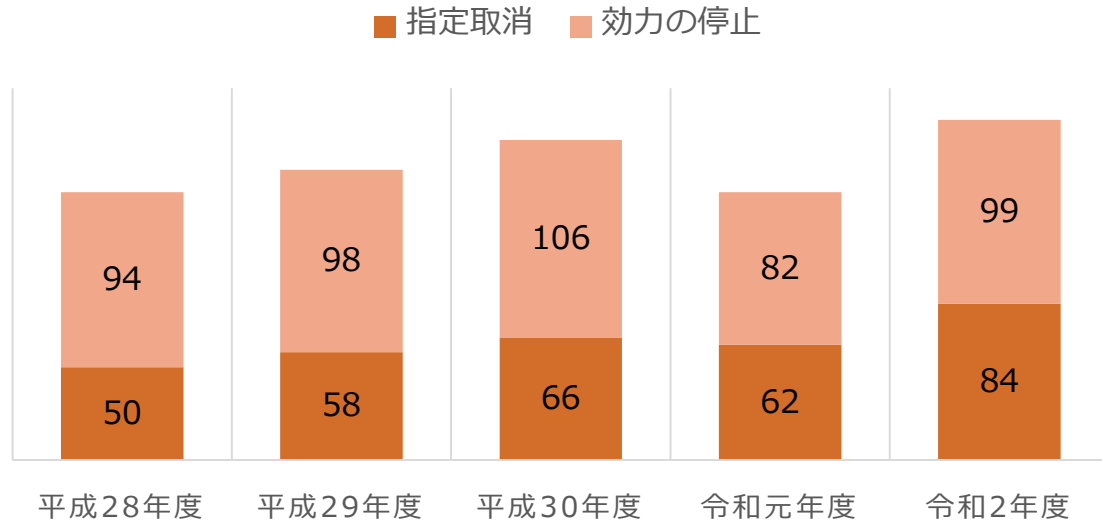
姫路市では、事業所の不正に対して厳正に対処します。

特に、監査において虚偽の報告や虚偽の答弁を行った場合は、処分が重くなります。

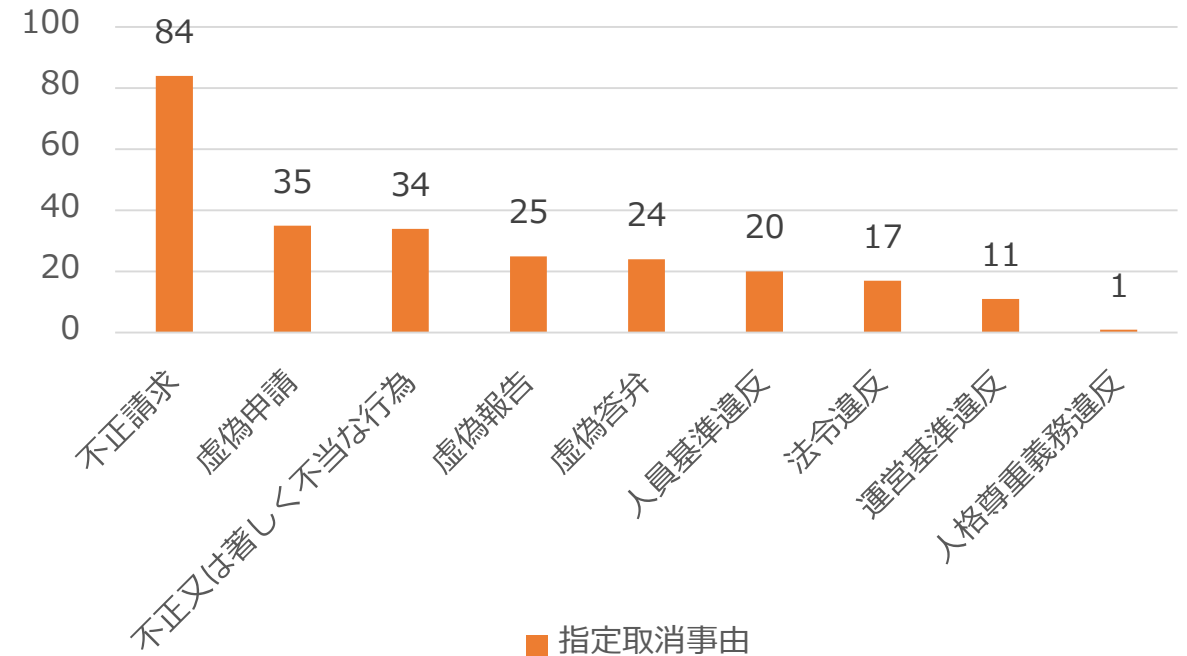
1. 指導及び監査の流れ、実績

(4) 取消等処分の推移、処分事由の統計

指定取消・効力の停止処分のあった
事業所数の推移（全国）



主な指定取消事由（令和2年度）



出典：厚生労働省：障害保健福祉関係主管課長会議資料 令和4年3月

令和2年度は過去5年間で最多の処分数であり、不適切な運営が明るみになっています。
取消処分の事由としては、不正請求が最も多く全体の約3割を占めます。

1. 指導及び監査の流れ、実績

(5) 姫路市の令和3年度行政処分実績

サービス種別	処分内容	処分理由（理由の内、一部を抜粋）	
放課後等 デイサービス	指定取消	・不正請求 ・不正又は著しく不当な行為 ・虚偽答弁	指定を受けた場所以外で支援していたにもかかわらず、対象事業所で支援していたものとして給付費を請求した。
生活介護	指定取消	・虚偽申請 ・不正請求 ・不正又は著しく不当な行為 ・虚偽答弁	常勤の生活支援員を配置していないにもかかわらず、適用すべき減算をせず、また加算の算定要件を満たしていないにもかかわらず加算をし、給付費を過大に請求した。
放課後等 デイサービス	6 カ月 一部効力 停止	・不正請求 ・不正又は著しく不当な行為 ・虚偽答弁	児童発達支援管理責任者の勤務実態がなかったにもかかわらず、適用すべき減算をせず、また加算の算定要件を満たしていないにもかかわらず加算をし、給付費を過大に請求した。

※処分理由の詳細等は「障害福祉サービス事業者等に対する行政処分について」

URL <https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000013892.html> を参照してください。

1. 指導及び監査の流れ、実績

(5) 姫路市の令和2年度行政処分実績

サービス種別	処分内容	処分理由（理由の内、一部を抜粋）	
児童発達支援、 放課後等 デイサービス	指定取消	・ 人員基準違反 ・ 不正請求 ・ 虚偽報告及び帳簿書類等の提出拒否 ・ 虚偽答弁 ・ 不正又は著しく不当な行為	人員基準違反がありながら必要な減算をせず、さらに、サービス提供職員を加配しているとして加算等を算定し、給付費を過大に請求した。
放課後等 デイサービス	指定取消	・ 人員基準違反 ・ 不正請求 ・ 虚偽報告及び帳簿書類等の提出拒否 ・ 虚偽答弁 ・ 不正又は著しく不当な行為	人員基準違反がありながら必要な減算をせず、さらに、サービス提供職員を加配しているとして加算等を算定し、給付費を過大に請求した。

※処分理由の詳細等は「障害福祉サービス事業者等に対する行政処分について」

URL <https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000013892.html> を参照してください。

2. 姫路市実地指導における実績

(1) 令和4年度及び過去の実地指導の実績

令和4年度			令和元年度		平成30年度	
実地指導 件数	指摘数	うち 過誤調整	実地指導 件数	指摘数	実地指導 件数	指摘数
17	75 (4.4)	4	61	523 (8.6)	90	690 (7.6)

サービス単位での集計

()内は、概算による実地指導1回あたりの平均指摘数

※ 令和4年度の件数は、令和4年8月末までの実績

※ 指摘数とは改善報告を求めた指摘（文書指摘）数

※ 令和2、3年度は新型コロナウイルスの影響により実施件数が少ないため上記の年度を表示

コロナ禍前は指摘数が増加傾向にあった。令和4年度においては指摘数が減少しているが、僅かな実地指導件数ながらも過誤調整による給付費の返還を求める事例が複数発生しています。

2. 姫路市実地指導における実績

(2) 令和4年度の過誤調整事例

①個別支援計画未作成減算

- ・ 個別支援計画は6月に1回以上見直しを行うべきところ、前回の個別支援計画の見直し後の同意日から6月以上経過後に利用者から同意を得ていた。

②欠席時対応加算

- ・ 利用を予定していた日の三日前に連絡があった場合や入院中に算定していた。

③在宅支援による報酬請求

- ・ 事前に市に届出をしていない利用者に対して在宅支援で報酬算定していた。

④サービス提供職員、サービス管理責任者欠如減算

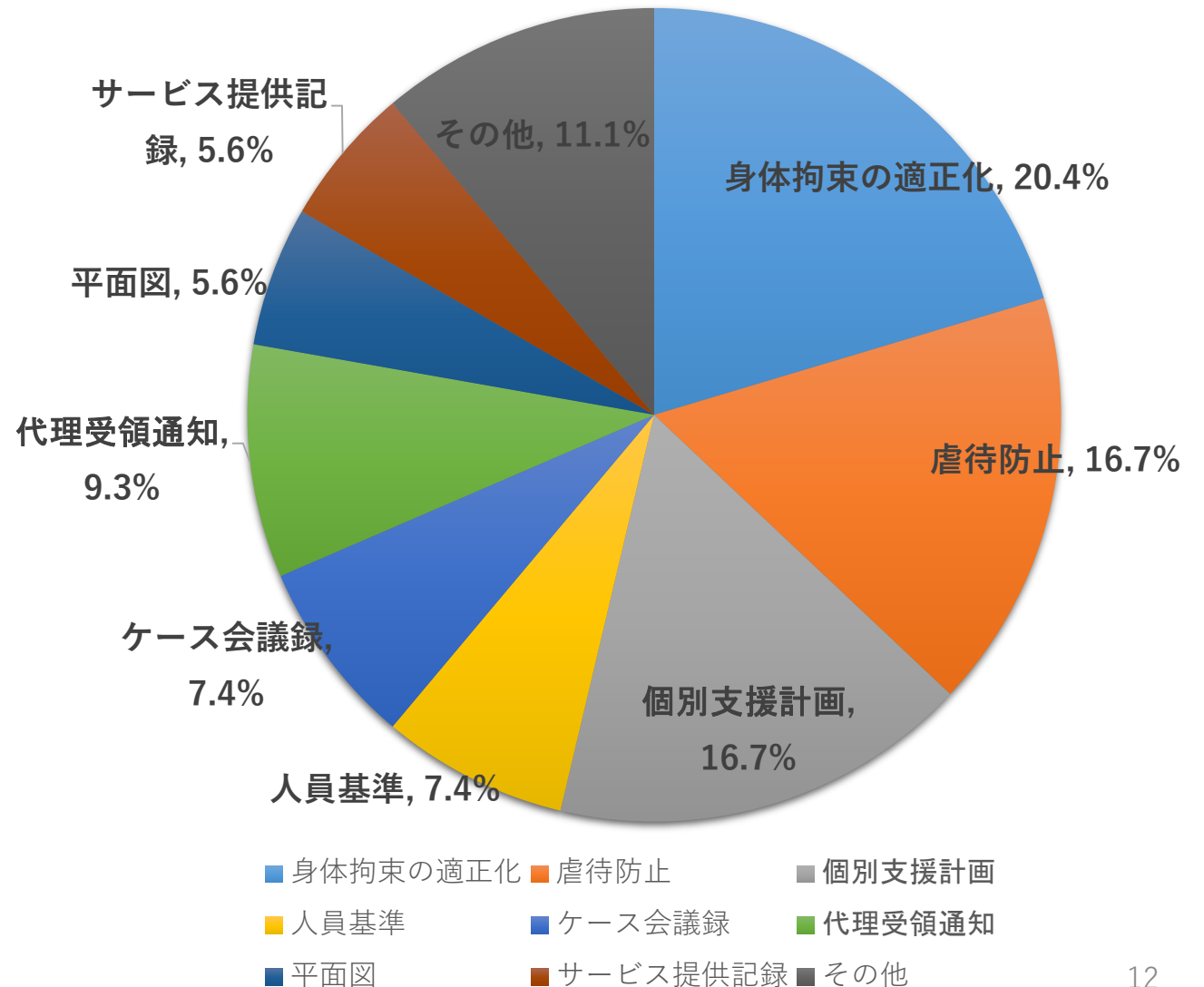
- ・ 常勤要件のある職員の勤務実績において、常勤として定める時間よりも短い時間で勤務しており、常勤要件を満たさない状況であった。

2. 姫路市実地指導における実績

(3) 令和4年度実地指導指摘事項の構成比率

実地指導における文書指摘事項の割合

- ・ 令和4年6月下旬から8月末までの実地指導における「速やかに改善を図るべき事項」となった項目の内、サービス種別を問わない内容を抜粋しております。
- ・ 令和4年度から義務化された「身体拘束の適正化」や「虐待防止」に関しては取り組みが不十分の事業所が多く確認されました。
- ・ 次いで利用者へのサービスを提供する一連の流れ（個別支援計画、ケース会議録、サービス提供記録、代理受領通知等）において誤った運営も多く見受けられます。



3. 実地指導における主な指摘事項

指摘頻度の高い事項の内容①

①身体拘束の適正化

- ・ 身体拘束の適正化に係る委員会の設置がなされていない。
- ・ 指針及びマニュアルの未整備、研修の未実施。
- ・ 上記の内容の運営規程への未記載、市へ変更届未提出。
- ・ 身体拘束が必要な利用者について個別支援計画にその内容が記載されていない。
- ・ 身体拘束の実績があるにも関わらず、記録を取っていない。

②虐待防止

- ・ 虐待防止に係る委員会及び責任者の設置がなされていない。
- ・ 指針及びマニュアルの未整備、研修の未実施。
- ・ 上記の内容の運営規程への未記載、市へ変更届未提出。

後述の「4. 身体拘束の適正化・虐待防止に向けた必要な措置」にて運用について説明します。

3. 実地指導における主な指摘事項 指摘頻度の高い事項の内容②

③計画の作成（書類の交付）

- ・ 個別支援計画が作成されていない。
(提供するサービスの内容について、利用者又はその家族に説明が行われておらず、同意も得られていない。)
- ・ 個別支援計画の作成に必要な、「アセスメント」「担当者会議」「モニタリング」等の記録が整備されていない。
- ・ 個別支援計画の作成・見直しに必要な手順を踏んでいない。
- ・ 少なくとも6月に1度以上必要な見直しが行われていない。
- ・ 食事提供体制加算が個別支援計画に記載されていない。

詳しくは姫路市ホームページ「令和4年集団指導（個別支援計画について）」を参照
URL <https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000001542.html>

3. 実地指導における主な指摘事項

指摘頻度の高い事項の内容③

④人員基準

- ・ 前年度平均利用者数の算定誤り
- ・ 出勤簿と勤務形態一覧表の記載内容の差異
- ・ 就業規則等と常勤の従業者が勤務すべき1週間の時間数の差異

⑤ケース会議録

- ・ 個別支援計画作成後に、ケース会議が開催されていた。
- ・ ケース会議録が保管されていないものがあった。

⑥代理受領通知

- ・ 代理受領通知が合計金額の通知のみで、給付費明細が記載されていなかった。
- ・ 請求書に給付費明細が記載されていたが、代理受領通知書がなかった。

詳しくは姫路市ホームページ「令和4年集団指導（実地指導でよくある指摘事項）」を参照

URL <https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000001542.html>

4. 身体拘束の適正化・虐待防止に向けた必要な措置

(1) 令和4年度から義務化された制度改正内容について①

変更内容	対象サービス
<u>身体拘束等の適正化</u> ・運営基準に、施設・事業所が取り組むべき事項を追加 ・減算要件の追加 ・身体拘束廃止未実施減算の新設（訪問系、令和5年4月から適用） ・「やむを得ず身体拘束等を行う場合の記録」の義務化	自立生活援助、就労定着支援、相談系を除く全てのサービス
<u>障害者虐待防止の更なる推進</u> ・虐待防止委員会の設置等の義務化 ・従業者への研修の実施の義務化 ・虐待防止等のための責任者の設置の義務化	全サービス

上記の措置は令和4年度から義務化され、必要な措置を講じるとともに、運営規程への記載が必要となります。しかしながら、運営規程の変更届の提出がなされていない事業所も見受けられます。

4. 身体拘束の適正化・虐待防止に向けた必要な措置 (1) 令和4年度から義務化された制度改革内容について②

身体拘束に関しては身体拘束廃止未実施減算の新設（令和4年4月から適用）

①身体拘束等の記録の整備

②身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の開催、結果に従業者に周知徹底

③身体拘束の適正化のための指針の整備

④従業者への研修実施

①から④を満たしていない場合に、基本報酬を減算（身体拘束廃止未実施減算5単位/日）

ただし、②から④については、令和5年4月から適用

注意：該当者がいなくても、②～④の要件を満たしていない場合は、減算対象となります。

該当者の有無に関わらず、該当者がいる場合を想定した事務フローを構築してください。

4. 身体拘束の適正化・虐待防止に向けた必要な措置

(2) 実地指導における確認事項 ①共通事項

①指針・ガイドラインの整備状況の確認

- ・事業所の特性にあった指針・ガイドラインを作成しているか。

②委員会等による事業所内での指針・ガイドラインの運用状況

- ・委員会を立ち上げ、事例発生時の振り返り・現場の課題等を共有する場を設けているか。

③研修の実施状況

- ・定期的（年1回以上）な研修を実施しているか。

④該当事例の有無、事例発生時の処置の内容

- ・適切な対応を行っているか。再発防止に向けた措置を講じているか。

詳しくは【厚生労働省】障害者虐待防止及び身体拘束等の適正化に向けた体制整備等の取組事例集を参照

URL <https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000963543.pdf>

4. 身体拘束の適正化・虐待防止に向けた必要な措置

(2) 実地指導における確認事項 ②身体拘束の適正化

①身体拘束を必要とする利用者の有無

- ・サービス提供に当たり、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行っていないか。

②やむを得ず身体拘束等を行う際の事務フローの有無

以下の(ア)～(ウ)を実地するための事務フロー(マニュアル等)を定めているか。

(ア) 個別支援計画に以下の内容を記載しているか。(個別支援計画作成会議で事前に検討が必要)

- ・身体拘束の態様及び時間
- ・緊急やむを得ない理由

(イ) 本人、家族への説明

- ・本人や家族に説明をし、了解を得ているか。

(ウ) 身体拘束を行った場合の必要な事項の記録

- ・(ア)の内容に加え、身体拘束時の利用者の心身の状況も記載しているか。

資料「障害者虐待防止・身体拘束の適正化について」を作成しております。
ご覧の集団指導資料を掲載しているページに掲載しておりますので参照してください。

5. 近年の制度改革についての周知徹底

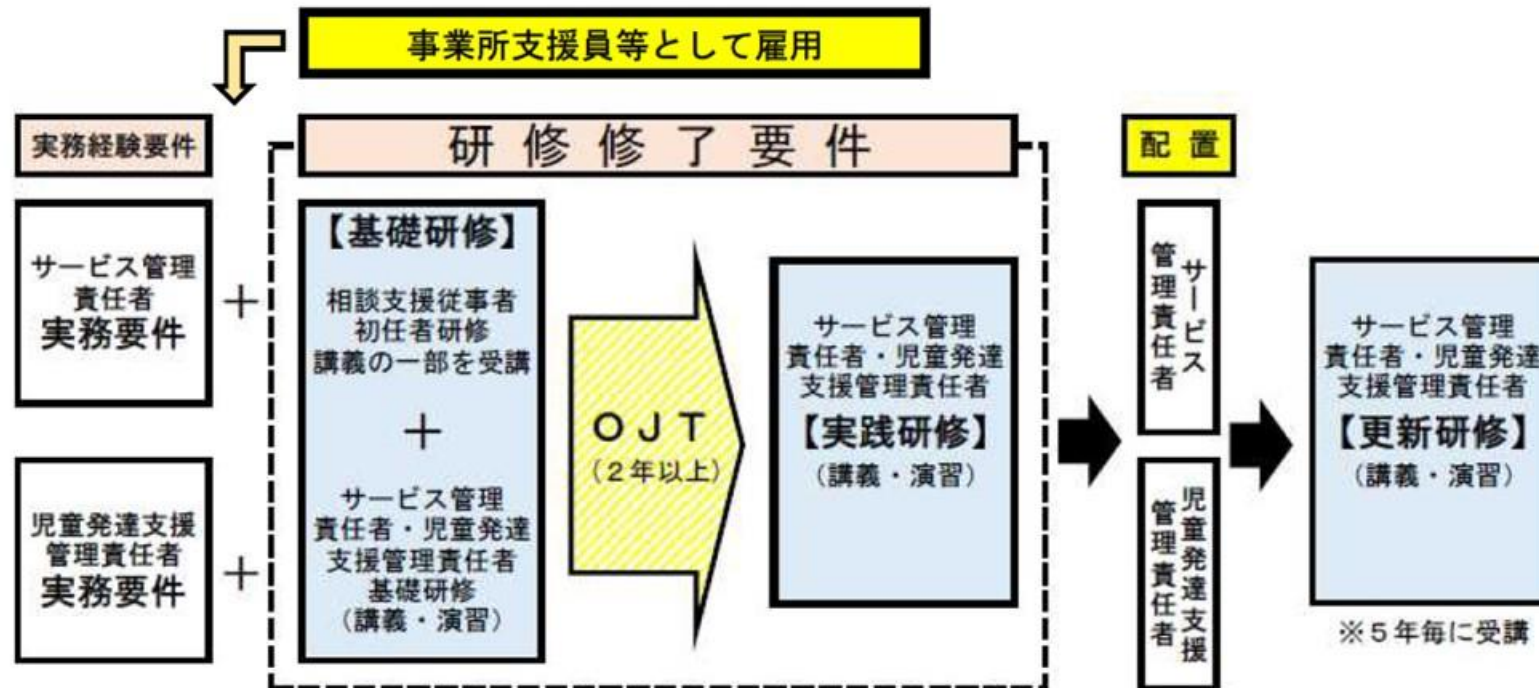
(1) サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の配置について①

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者になるには

サービス管理責任者等として従事するためには、次の両方の要件を満たす必要があります。

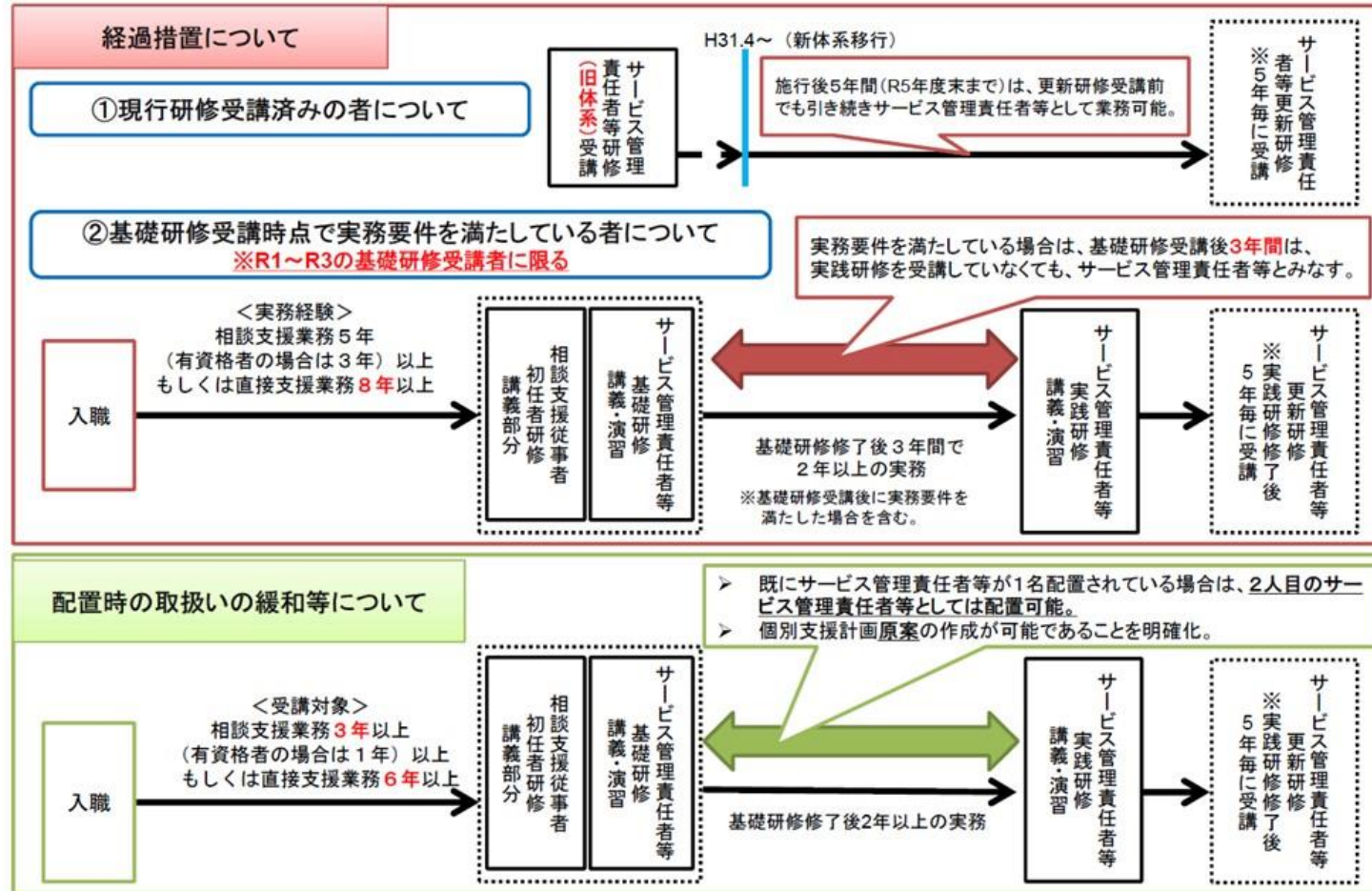
- 障害児者の支援に関する実務経験年数（直接支援8年など）があること(実務経験要件)
- 基礎研修と2年後の実践研修などを修了していること(研修修了要件)

必要な研修を修了するまでに最低で2年要します



5. 近年の制度改革についての周知徹底

(1) サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の配置について②



① R4又はR5に受講すること
R5に受講希望が殺到する恐れがあるため、
受講可能時期を確認し、早期に受講すること

② 基礎研修の修了時期及び受講時期を
あらかじめ把握しておくこと

注意
基礎研修修了後3年を経過する日までに
実践研修を修了していない場合、サービ
ス管理責任者として勤務できなくなります。

詳しくは兵庫県ホームページ
(サービス管理責任者研修・児童発達支援管理責任者研修「受講時期」)を参照
<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf08/04sabikanzyukouziki.html>

5. 近年の制度改革についての周知徹底

(2) 児発・放デイにおける直接処遇職員の配置基準の見直しについて

令和3年度の報酬改定において、児童発達支援及び放課後等デイサービスの直接処遇職員配置基準が見直され、専門性及びサービスの質の向上のため、現行の「障害福祉サービス経験者」を廃止し、保育士又は児童指導員のみとなりました。

令和3年3月31日時点で既に旧基準に基づく指定を受けている事業所については、**令和5年3月31日まで**の間は、経過措置により、障害福祉サービス経験者を基準人員に加えることができるものとされていますが、令和5年4月1日以降、経過措置は適用されませんので、余裕をもって人員配置体制の見直しを行ってください。

5. 近年の制度改革についての周知徹底

(3) 行動援護に係るサービス提供責任者・従業者の経過措置について

行動援護の経過措置については、令和3年3月31日で終了となる予定でしたが、人材確保が困難な状況であること等から、新たに資格を取得するものを除き当該経過措置が**令和6年3月31日まで延長**されました。当該期間までに必要な研修課程を必ず修了してください。

※ 同行援護に係るサービス提供責任者・従業者の経過措置は、平成30年3月31日で終了しています。

6. その他連絡事項

(1) 留意事項①

①児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所自己評価について

- ・毎年度実施、公表してください。（令和4年度〆切は令和5年2月末予定）

②情報公表制度の活用（WAMNETの更新）について

- ・公表内容に変更があった場合、随時の申請を行ってください。

③感染症対策、業務継続に向けた取り組みの実施の義務化

- ・運営基準において令和5年度末までに必要な措置を実施してください。

詳しくは下記姫路市ホームページを参照

<https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000003111.html#index-1-220>

6. その他連絡事項

(1) 留意事項②

④送迎等の安全管理の徹底について

- ・ 認定こども園において、送迎用バスに取り残される事故が発生したことを踏まえ、障害福祉サービス事業所等においても、送迎時の安全管理の徹底を行ってください。
詳しくは姫路市ホームページ掲載の厚生労働省通知をご覧ください。

⑤姫路市ホームページのリンク集について

- ・ 姫路市ホームページ上の各種様式・お知らせページ等の所在を把握しやすくするために、リンク集を作成しました。
詳しくは姫路市ホームページ掲載の「姫路市ホームページのリンク集」をご覧ください。

6. その他連絡事項

(2) 届出の際の「提出前点検シート」の活用について

⑥届出の際の「提出前点検シート」の活用について

- ・届出の際の漏れを防ぐ「提出前点検シート」を作成しました。
- ・提出の前に必ずチェックしてください。チェックは30秒で完了します。

加算届の提出に係る提出前点検シート

(提出不要)

チェック欄		内 容
管理者	担当者	
☐	☐	届出に係る加算等の適用日は、正しく記入されていますか？
☐	☐	変更前・後の加算名、区分等「特記事項」欄は正しく記載できていますか？
☐	☐	届出書類に過不足はありませんか？ 提出書類一覧を確認しましたか？
☐	☐	届出書類に記載誤り・記載漏れはありませんか？法人・事業所名、各所在地、連絡先を今一度確認してください。
☐	☐	介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表の定員数、地域区分、適用開始日、各種加算（適用しなくても「なし」を選択）の記載誤り・記載漏れはありませんか？
☐	☐	すべての提出書類が真実かつ適正であることを誓約できますか？

基準違反や虚偽申請があった場合、
あなたの事業が継続できなくなります

注意事項

・届出書類の提出の際は必ず控えを取って事業所で保管しておいてください。
・書類の作成にあたっては、鉛筆や消えるボールペンは使用しないでください。
※特別な事情がある場合を除き、すべての事業所が期限内に
スケモレなく提出しています。

↓届出書の送付の際に、封筒に張り付けていただく等
ご活用ください。

〒670-8501

姫路市安田四丁目1番地

姫路市役所監査指導課 障害指定担当宛

変更届の提出に係る提出前点検シート

(提出不要)

チェック欄		内 容
管理者	担当者	
☐	☐	変更後10日以内に届けていますか？また、事前協議が必要な変更内容の場合は事前協議をしましたか？
☐	☐	届出書類に過不足はありませんか？ 変更届出事項一覧を確認しましたか？
☐	☐	届出書類に記載誤りはありませんか？ 法人・事業所名、各所在地、連絡先を今一度確認してください。 代表者等を変更する場合、「業務管理体制の整備に関する事項の届出書（届出事項の変更）」も提出していますか？ <届出が必要な項目> 1 法人の種別、名称 2 主たる事務所の所在地、電話、FAX番号 3 代表者氏名、生年月日 4 代表者の住所、職名 5 事業所名称等及び所在地 6 法令遵守責任者の氏名及び生年月日 7 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要 8 業務執行の状況の監査の方法の概要
☐	☐	代表者等を変更する場合、「障害福祉サービス事業等変更届」「障害児通所支援事業等変更届」も提出していますか？
☐	☐	すべての提出書類が真実かつ適正であることを誓約できますか？

基準違反や虚偽申請があった場合、
あなたの事業が継続できなくなります

注意事項

・届出書類の提出の際は必ず控えを取って事業所で保管しておいてください。
・書類の作成にあたっては、鉛筆や消えるボールペンは使用しないでください。
※特別な事情がある場合を除き、すべての事業所が期限内に
スケモレなく提出しています。

↓届出書の送付の際に、封筒に張り付けていただく等
ご活用ください。

〒670-8501

姫路市安田四丁目1番地

姫路市役所監査指導課 障害指定担当宛

変更届、加算届様式のダウンロードページに掲載しています。

ご清聴ありがとうございました 受講報告書を提出してください

受講報告書の回答をもって、集団指導を受講していただいたことを確認します。**報告書の提出のない事業所は翌年度以降の現地指導の優先対象として考慮いたします。**

集団指導の受講報告書の回答フォームには、[こちら](#)からご確認ください。

